

『民法7親族・相続〔第4版〕』（ISBN978-4-641-22033-1）

お詫びと訂正

2014年12月 有斐閣

409頁に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■下から8行目～6行目

〔誤〕また、嫡出子と嫡出でない子が競合する場合は、嫡出でない子の遺留分は、嫡出子の遺留分の半分となる。

〔正〕嫡出でない子の遺留分は、従前は、嫡出子の遺留分の半分となっていたが、2013（平25）年の改正で、法定相続分が同等になったことにより（⇒Column②），この差はなくなった。

■同頁下から4行目～2行目

〔誤〕Bは10分の1、Cの代襲相続人FとGは各20分の1、嫡出でない子Dは20分の1がそれぞれの遺留分である。

〔正〕BとDは12分の1、Cの代襲相続人FとGは各24分の1がそれぞれの遺留分である。

以上